■採択後の手続きについて(文部科学省・日本学術振興会への手続き)

研究代表者は、補助条件に従い以下の手続きが必要になります。

交付内定

毎年度、次の時期に交付内定が通知されます。

基盤研究・若手研究:4月上旬ごろ挑戦的研究:7月上旬ごろ研究活動スタート支援:8月上旬ごろ

※課題期間のうち、科学研究費補助金(以下、補助金)は単年度のみ、学術研究 助成基金助成金(以下、基金)は初年度に期間全体の通知が届きます



交付申請書・交付請求書・支払請求書

《補助金》

交付内定を受けて、交付申請書・交付請求書を毎年度、提出します。

《基金》

初年度:交付内定を受けて、交付申請書・支払請求書を提出します。

2年目以降:前年度2月ごろに支払請求書を提出します。



交付決定・入金

《補助金》

毎年度、6月下旬ごろに交付決定の通知が届き、7月上旬ごろに入金されます。

《基金》

初年度:6月下旬ごろに交付決定の通知が届き、7月上旬ごろに入金されます。 2年目以降:4月上旬ごろに入金されます。

※単年度あたりの交付額が300万円を超える場合は、前期(7月上旬ごろ)・ 後期(10月下旬ごろ)の2回に分けて入金されます



研究活動·執行

《開始》

研究活動は毎年度、交付内定日から認められています。ただし、交付金の執行 自体は入金確認後となるので、特に業者払いの支払期限にご注意ください。

《終了》

研究活動は3月末まで可能ですが、図書の購入費やILLの利用料など、一部の費用は手続きの都合上、執行期限がございます。



実績報告書・実施状況報告書・研究成果報告書

《実績報告書·実施状況報告書》

補助金:翌年度5月に実績報告書を提出します。

基金:最終年度以外は実施状況報告書を、最終年度は実績報告書を、それぞれ

翌年度5月に提出します。

《研究成果報告書》

課題期間終了後、翌年度6月に研究成果報告書を提出します。

註)他機関から分担金の配分を受ける研究分担者は、代表機関へ収支簿を提出する必要が あるため、原則として3月末までに執行を完了してください。